

○三条地域水道用水供給企業団公告式条例

昭和50年 7月16日

条 例 第 1 号

改正 昭和57年 3月 3日 条例第2号
昭和61年 2月20日 条例第1号
平成 9年 2月26日 条例第1号
平成15年 7月28日 条例第1号
平成17年 5月 1日 条例第1号

（この条例の趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式はこの条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に企業長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う。

（条例の施行期日）

第3条 条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。ただし、条例に特別の定めがあるときはこの限りでない。

（規則に関する準用）

第4条 第2条の規定は、規則にこれを準用する。

（規程の公表）

第5条 企業長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び企業長名を記入して企業長印をおさなければならない。

2 第2条第2項及び第3条の規定は、前項の規定にこれを準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

第6条 第2条及び第3条の規定は、企業団の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし、第2条第1項中「企業長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第5条の規定は、企業団の機関の定める規定で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同条第1項中「企業長名」とあるのは「当該機関名」、「企業長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月3日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年2月20日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。

附 則（平成9年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年7月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年5月1日条例第1号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	位 置
三条市役所三条庁舎前掲示場	三条市旭町二丁目3番1号
加茂市役所本庁舎掲示場	加茂市幸町二丁目3番5号
田上町役場前掲示場	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地